

令和8年度  
東京都予算等に対する要望書

公益社団法人 全日本不動産協会 東京都本部

7全日都協発第36号  
令和7年11月25日

東京都知事  
小池百合子様

公益社団法人 全日本不動産協会 東京都本部  
本部長 中村 裕昌

## 要望書

公益社団法人全日本不動産協会東京都本部は、令和8年度東京都予算等に対し、以下の要望をいたします。

知事におかれましては、特段のご高配を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

## 1 快適な都市環境づくりに関する要望

### (1) 東京の新しい都市づくり・街づくりについて

#### 【要望】

再開発が困難な現状を踏まえた都市づくりのあり方の見直し

#### 【要望の主旨】

これまで、東京都は、「未来の東京」戦略ビジョンで示す方向性を推進するために、都市づくりのグランドデザインに基づき、いわゆる都市計画区域マスタープラン（以下「方針等」という。）が策定され都市づくりを進められている。

これらの方針等はコロナ感染拡大の時期に策定されているが、現在は、例えば建築資材・人件費・土地価格等の高騰により、区部の新築マンションの平均価格は1億1千万円を超えるなど、区部に新たな住まいを確保することが困難な状況になり、また再開発ビルの建築費も同様に高騰しており、開発自体の中止や見直しを余儀なくされる事態がみられるなど、1980年代のバブル発生と崩壊と様相が異なり、これまでにない新たな問題が顕在化している。

コロナ感染拡大の時期にサステナブル・リカバリーのために策定されたこれらの方針等であるが、こうした現状下において、これまでの民間建築活動を再開発へと適正に誘導するための目的が必ずしも有効に達成しづらくなっている状況にある。

これまで都市づくりの方針等は適時適切な時期に見直しをされてきているが、これまで東京都が都市づくりにおいて、利便性・快適性と環境負荷の双方を勘案し「成長」と「成熟」が両立した持続可能な未来の都市実現に向けて取り組んできた従来の目標や戦略を基本としつつも、現下の状況をふまえ、東京の新しい都市づくり・街づくりに向けた見直しを行うよう要望する。

### (2) セーフシティの具現化にむけて～SDGsを軸としたまちづくり～

#### 【要望】

セーフシティの具現化にむけた SDGs を軸としたまちづくりの推進

#### 【要望の主旨】

東京都では人口一極集中による都市化を見据え、少子高齢化や人口減少による課題に取り組みながら安心安全で省エネ機能を充実したセーフシティを目指す2050東京戦略を展開している。

魅力的で持続可能な東京都を堅持していくためにはSDGsの目標11「住み続けられるまちづくりを」を軸とした「包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する」ことを2050年までの達成を目指すことが求められている。

特別区と多摩地域それが脱炭素社会の実現を共有できるよう、都が率先して市街地にSDGsの理念を踏まえた新たな生活空間（モデル）を形成し、地域経済活性化と環境に配慮したリーズナブルなEco住宅で安心して住み続けられる地域コミュニティの形成や省エネ/創エネ/資源循環を同時に促進できるよう、一層の取り組みを講じていただきたい。

### （3） 安心・安全な住環境づくりに向けて（災害対策）

#### 【要望】

東部地域における高台まちづくりの一層の推進

#### 【要望の主旨】

依然として大規模な風水害や首都直下地震、そして、富士山等の大規模噴火等の複合災害のリスクを抱えており、首都「東京」におけるこれらの防災、減災、そして事前復興の取組みを継続して強化していくことが求められていることから、当本部は、昨年も防災および減災都市実現を可能とするまちづくりの実現に向けて要望したところである。

現在、国土交通省及び東京都、内閣府などによる「ハード・ソフト両面から連携し、防災まちづくりを強力に推進するために、災害に強い首都『東京』の形成に向けた連絡会議（以下、「連絡会議」という。）」を開催している。

連絡会議では「高台まちづくり推進方策検討 WG（以下、「WG」という。）」を設置し、本年3月に高台まちづくに関する取組成果をふまえ、国・都・各区において高台まちづくりの緊要性の高い箇所の検討・選定を行っている。

このWGにおいては、東部地域に、いわゆる「ゼロメートル地帯」が広範囲に広がっている地理的条件から、洪水時の水位は居住地側の地盤高より

数メートル高くなり、堤防が決壊すると甚大な浸水被害をもたらす恐れなどの課題があることが指摘されている。

このため、都および各区等関係者が連携し、特にモデル地区に指定された板橋区、足立区、葛飾区、江東区、江戸川区を含む沿川7区での、命の安全を可能な限り確保する緊急安全確保先や最低限の避難生活水準を確保できる避難場所、救急救助・災害復旧拠点となる「高台まちづくり」を早期、かつ着実な事業推進を要望する。

## 2 住宅政策の推進に関する要望

### (1) 住宅セーフティネット制度の推進に向けた支援について

#### 【要望】

東京ささエール住宅のさらなる供給促進と貸主への制度の普及啓発

#### 【要望の主旨】

都は、セーフティネット住宅（東京ささエール住宅）の登録促進を進めており、専用住宅については、令和4年3月に策定した「東京都住宅マスタープラン」で、2030年度末までの登録目標を3,500戸とし、令和6年度末現在で1,053戸に留まっている。

当本部の要望を踏まえ、都は、令和5年度から「東京ささエール住宅貸主応援事業」及び「東京ささエール住宅居住支援法人等応援事業」を実施し、専用住宅の更なる登録促進に向けて取り組むとともに、今年度から各事業の利用条件の緩和を行い、貸主や居住支援法人等がより使いやすい制度となるように改善を図っているが、まだまだ十分ではない。

目標達成のためには、貸主の理解や協力を得ることが必須であり、当本部においても、広報誌などにより会員向けのPRへの協力などを行っているが、都による貸主への直接的な普及啓発も重要である。

そこで、都は東京ささエール住宅の供給促進に向けて、貸主への支援と制度の普及啓発を更に強化するとともに、法改正を踏まえ、新たに創設される居住サポート住宅についても、区市町村と連携して、住宅セーフティネットの柱とすることを要望する。

## (2) 高齢者いきいき住宅認定制度の構築について

### 【要望】

高齢者いきいき住宅認定制度の構築と認定制度の助成等の推進

### 【要望の主旨】

高齢化社会が進展する中、都はこれまで、サービス付き高齢者向け住宅や東京ささエール住宅の供給などを通じ、高齢者の居住の安定を図るとともに、住まい探しにお困りの方への賃貸住宅の供給を促進してきた。

高齢化・単身化の更なる進行に伴い、見守り等に対するニーズの高まりや地域とのつながりの希薄化など、多岐にわたる課題に加え、要介護認定を受けていない元気で自立した高齢者の住まいに対するニーズが多様化している。

こうした中、都は、昨年度から「高齢者いきいき住宅先導事業」を開始し、元気で自立した高齢者が地域社会でいきいきと暮らせる住宅に関する都独自の認定制度の構築に向けて取組を行っている。

そこで、都は、多様化する自立した元気な高齢者の住まいの充実を図るため、令和8年度に都独自の「高齢者いきいき住宅認定制度」を速やかに構築するとともに、「東京こどもすくすく住宅認定制度」と同様に、認定住宅を整備する事業者を支援するため、認定制度の整備費に対する都の補助等について、需要に対応した措置を十分に講ずるよう要望する。事業開始にあたっては、不動産事業者と連携し、周知の工夫を行うよう要望する。

## (3) 空き家の活用に向けた支援について

### 【要望】

空き家の活用の普及啓発や関係事業の一層の充実

### 【要望の主旨】

都内の空き家の特徴として、市場流通用の空き家が多くを占めている一方、長期不在の空き家や壊れた空き家も相当数存在している。都は区市町村と連携し、長期不在等の空き家に対して重点的に対策を講じるべきである。

特に、西多摩・島しょ地域では、活用されていない空き家が多いことから、こうした空き家を移住・定住用住宅に活用するなど、自治体と連

携し、地域特性に合わせた対策や課題解決に繋げていく必要がある。

都は今年度、空き家マップの整備や空き家魅力発信プロジェクトを実施することとしており、来年度は更なる空き家情報の集約や、プロジェクトの成果の発信が重要である。

そこで、都は、区市町村とも連携しながら空き家情報の集約を一層推進するほか、民間事業者等による空き家の地域資源としての活用支援により、地域の特色に合わせた取組などを促進されたい。

また、今年度より東京都が新たな事業として立ち上げた官民連携アフォーダブル住宅供給促進事業を着実に推進し定着を図り、民間事業者による空き家活用の取組が進むよう、普及啓発と当該事業の充実に取り組まれたい。

### 3 中小不動産業者への充実した融資制度に関する要望

#### (1) 保証第4号に係る適用条件の緩和について

##### 【要望】

保証第4号に係る適用条件の緩和

##### 【要望の主旨】

近年、温暖化による気候変動に伴うゲリラ豪雨等の風水害といった自然災害が発生している。また、今後、首都直下地震などの大規模な災害リスクを抱えており、こうした突発的な災害等によって、業績が悪化し経営の安定に支障が生じてしまう傾向が顕著になっている。

こうした予期せぬ事態から中小不動産業者に対して、円滑な資金提供を促すためには、4号の特色である保証率100%の維持を堅持しつつ、さらなる認定基準の緩和と審査期間の短縮等、申請希望者がワンストップで行えるよう、中小不動産業者を救済するための強固な支援策の構築に着手するよう要望する。

#### (2) 中小企業者認定・融資電子申請システム（SNポータル）について

##### 【要望】

中小企業者認定・融資電子申請システム（SNポータル）の普及拡大

##### 【要望の主旨】

中小企業信用保険法第2条第5項に基づく経営安定関連保証（セーフティネット保証）等の認定手続きを、インターネットを利用してオンライン上で申請から審査までのフローの効率化を図り、利用可能までの時間短縮を目的とした融資電子申請システム（ＳＮポータル）が構築されました。現在まで認定主体である自治体のみが本システムの利用を認め、稼働している。

しかしながら、利用者の効率的な利用を促すためのＳＮポータルの利用を認めている都内の区市町村は豊島区のみ（令和7年5月31日時点）となっており、利用者にとって迅速かつ利便性の高い本システムの有効性を最大限に発揮されていない点も見受けられる。

セーフティネット保証の認定申請が本システムによりオンラインで場所と時間に制限されることなく円滑に利用できるよう、限られた自治体だけではなく、全ての自治体がＳＮポータルによって申請できるように東京都がリーダーシップを発揮し、幅広く関係自治体等へ働きかけるとともに、本システムの普及啓発活動を積極的に展開するよう要望する。

## 令和8年度 東京都予算要望 ビルメンテナンス業関係施策 —東京都所有の建築物の維持管理に関する要望—

令和7年11月25日

公益社団法人東京ビルメンテナンス協会

先般のコロナ禍を受け、ビルメンテナンス業の従事者は、社会の維持に不可欠な「エッセンシャルワーカー」として公に認知されました。令和5年5月に感染症法上の位置づけは5類へと移行されましたが、衛生的で安全な環境の確保を求める都民の声には依然として大きなものがあります。

一方、エネルギー価格や物価の高騰、短時間労働者への社会保険適用の拡大などに加え、慢性的な人手不足や最低賃金の大幅な上昇など、業界を取り巻く環境は非常に厳しいものがあります。

この間、令和6年12月20日、総務省自治行政局行政課長から各都道府県や区市町村等の契約担当に対し、「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な価格転嫁について」という通知が発出され、重点支援地方交付金も活用し、公共調達における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な価格転嫁を図るよう、示されたところです。

続いて、令和7年2月28日には、「ビルメンテナンス業務の公共調達における令和7年度建築保全業務労務単価の活用等について(通知)」により、今後発注を行うビルメンテナンス業務の予定価格については、当該の労務単価を活用するよう依頼されています。

さらに、令和7年9月5日には、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」が改正され、賃金水準等の変動に応じた期中の契約金額の変更について迅速かつ適切に協議を行うため、契約書へのスライド条項適用等を記載することとされています。

各通知を踏まえ、ビルメンテナンス業務に関する契約の適正化と必要に応じた契約金額の迅速な変更について取り組んでいただくよう要望いたします。

ビルメンテナンス業は、建築物における衛生的で安全な環境の維持発展に取り組む中で、省エネルギー・温暖化ガスの排出削減、高齢者・女性・障害者の雇用促進などにも大きく貢献しております。業界の健全な発展と担い手の育成確保のため、令和8年度東京都予算におき

まして、下記事項の実現に特段のご配慮をいただきますよう、業界を代表してお願い申し上げます。

## 記

### 1 十分な予算の措置及び契約期間途中での契約金額変更等について

品確法が示すように、良好な品質の確保、適切な施設管理は、施設・設備のライフサイクルコストの削減に大きく寄与することが見込まれるため、引き続き以下の事項について要望します。

- (1) 前文に記載のとおり、庁舎、公共施設等の管理に係るビルメンテナンス業務に関する契約の履行確保を図る観点から、適切な予算計上を行うとともに、最低賃金の年度途中の引上げ等も見込んだ適正な予定価格を設定していただきたい。
- (2) 複数年契約案件において建築保全業務労務単価などが変更された際、東京都においては旧労務単価から新労務単価に改定するための契約変更を認めていただけないケースが一部にある旨側聞しております。東京都関係部局や各区などでも労務費等のコスト上昇への対応については「スライド条項」として、特に複数年にわたる契約について導入または検討する動きが見られます。さらに、令和7年9月5日の「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」の改正で「スライド条項」の適用等の記載について言及されています。適切な契約変更へのご対応を検討いただきたい。
- (3) 万一、業務委託入札に最低制限価格制度を導入する場合には、予め本協会と十分に協議するとともに、技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じないよう、十分な配慮をお願いしたい。特に、労働集約型業務であるビルメンテナンス業務の入件費割合は85%程度と言われており、深刻な人手不足の中、安定した業務の品質を確保できるよう、最低制限価格は予定価格の85%以上で設定していただきたい。

## 2 総合評価制度の拡充について

総合評価制度については、これまでも品質重視のために改善いただいてきましたが、令和5年2月24日付で環境配慮契約法基本方針の変更閣議決定もなされています。引き続き以下の事項について要望します。

- (1) 総合評価方式適用案件は徐々に増加しておりますが、依然として都の入札案件における割合は低く、価格競争が中心になっており、結果的に低価格入札も生じております。一定金額以上の案件については総合評価方式かつ複数年契約とするよう検討の上、各局にもご指導いただきたい。
- (2) ゼロ都債の活用による入札時期の前倒しを実現していただき感謝申し上げます。しかし、現状は一般競争入札案件が多く見受けられます。入札時期の前倒しによる品質確保の効果が真に発揮されるのは、複数年にわたる総合評価案件であると考えます。引き続き案件拡大に取り組んでいただきたい。
- (3) 前述の2月24日付閣議決定に「建築物の維持管理に係る契約に当たっては、エコチューニング等を活用し、エネルギー消費量等のデータ計測・分析及び分析結果を反映した運用改善を実施事業者に求めるものとする」とあります。政策的評価項目については、エコチューニング認定事業者であることや、エネルギー・マネジメントシステム (ISO50001)、インスペクター等の資格者の保有状況、セキュリティーに関する認定 (ISO27001)、当協会加盟の有無等についても加点要素としていただきたい。
- (4) 総合評価方式の適用案件については、清掃業務、警備・受付業務に加え、設備管理についても価格点上限を設定していただきたい。
- (5) 総合評価方式に中小業者が参入する方式として「事業協同組合」の活用を考えておられますが、個別発注案件に対応するために事業協同組合を設立するのは期間や経費等の観点から現実的でないと思われます。中でも、一定規模以上の総合管理案件においては、

異なる業態の業者の協同が有効であることから、JVでの入札参加についてご検討いただきたい。

### **3 契約内容の履行確保と入札参加資格の審査について**

委託業務の品質確保を図るため、十分な専門知識・経験のない業者が受託して建物・設備の機能を損なうことのないよう、また、公正な競争を確保するため、入札参加資格の厳格な審査及び履行状況の評価に関し、以下のとおり要望します。

- (1) 入札参加申請に関し、不正な申請を防ぐため、落札者を対象に、公共工事の経営事項審査に準じ、決算報告書と共に確定申告書の写しを添付させ、契約実績についても特に清掃・設備・警備に関して売上の半分以上の契約書の写しを添付させるよう要望します。
- (2) 業者指名の段階では、適切な履行能力の有無を審査するとともに、十分な積算能力がない業者の参加を防いでいただきたい。
- (3) 入札参加の際には、入札金額の根拠となる積算資料（直接人件費、法定福利費、直接物品費、業務管理費、一般管理費等の内訳）の提出を求めていただきたい。
- (4) 入札参加資格者の社会保険の加入について、東京都社会保険労務士会への委託事業として、全数確認をいただいたことに感謝申し上げます。今回の調査により不適切な業者がいた場合には、厳正な対処を行っていただきたい。
- (5) 業務委託の品質の向上を図るため、評価結果の一般への公表について引き続き検討していただきたい。また、令和元年12月に東京都が公表した「準備契約案件における落札後辞退に関する注意事項」については、引き続き徹底をお願いしたい。

### **4 障害者雇用の促進について**

当協会は、都立知的障害特別支援学校生徒等を対象にした自立支援事業、卒業生のビルクリーニング業への就労支援にも取り組んでいます。障害者雇用を促進する入札・契約制度をより実践的なもの

とするため、以下の事項について関係各局を適切にご指導いただくよう要望します。

- (1) 障害者雇用促進モデル入札案件については、昨年、常用雇用につながる大型案件の入札を実施していただき、感謝申し上げます。しかし、障害者の勤務日数や勤務時間が少ない案件が依然として大宗を占め、障害者雇用のモデルにはなり得ないものもみられます。障害者の常用雇用につながる契約をさらに増やすとともに、危険な作業を伴う契約は除外するなど、真に障害者雇用の拡大につながる内容の入札を実施していただきたい。
- (2) 入札参加資格定期受付に当たり、障害者雇用率についての段階的加点は導入いただきましたが、法定雇用率が2024年4月以降段階的に引き上げられる中、上限が5点のままであるため、配点の比重の拡大を図っていただきたい。
- (3) 入札参加資格定期受付の際の審査事項における加点対象、総合評価制度における政策評価項目以外でも、障害者雇用率が加点要素となる仕組みづくりを検討いただきたい。

## 5 労働災害対策について

当業界は高齢者雇用が進んでいることや屋外や空調の効いていない場所での作業も多いことから、熱中症による労働災害が多数発生しています。

東京都財務局からもビルメンテナンス業を含む「業務委託等契約受託者の皆様へ」として、「東京都発注業務委託等契約における熱中症予防対策のお願い」が令和7年5月に発出され、熱中症予防対策の徹底が求められています。

令和7年6月1日には労働安全衛生規則が改正され、熱中症の重篤化を防止するため、「体制の整備」、「措置実施手順の作成」、「関係者への周知」が事業者に義務付けられました。事業者が熱中症対策を適正に行わなかった場合には、6ヶ月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金という罰則（労働安全衛生法第119条）が措置されています。

会員企業においても、冷却機能を持つ作業服やWBGT計、水分・塩分補給に係る消耗品等の導入が求められています。予算計上の際には、熱中症対策のための経費も含めた適切な計上をいただきたい。

以上

令和7年11月25日

# 令和8年度 東京都予算要望

東京都行政書士会

# 令和8年度 東京都予算要望一覧

## 要望事項1

「東京デジタルファースト推進計画」（第2期）の実施にあたり、デジタル社会の進展を踏まえた行政書士の職責を果たすために、下記3項目を実現されたい。

1. 東京都への許認可申請等の手続（東京都公式アプリ及び都が独自に開発する電子申請システム）について、以下の事項につき東京都行政書士会との意見交換の場を設定されたい。
  - ①行政書士が代理人として手続できることを想定したシステムの検討・要件定義・設計（行政書士の専用画面・入力項目等）等
  - ②都政のデジタル化についての具体的施策（デジタルデバイドの解消、デジタル申請の推進、システム改良意見の呼びかけ等）の策定等
2. 東京都公式アプリ及び都が独自に開発する電子申請システムにおいては、行政書士法の趣旨に沿い、代理申請が可能となる行政書士用入力欄等の設定をされたい。  
また、既存の電子申請システムに行政書士の入力欄がない場合には、同趣旨に沿った代理申請が可能となる入力欄の追加等をされたい。
3. 行政手続のオンライン化にあたっては、申請者及び代理人の本人確認を確実に行い、なりすましや無資格コンサルタント業者等による不正申請を防止する措置を徹底され、行政書士法の趣旨に沿った代理申請が適正に実施できる設定とされたい。

（デジタルサービス局）

## 要望事項2

行政書士法の一部改正（令和7年6月13日公布、令和8年1月1日施行）を受け、各種申請手引きの記述、電子申請サイトの画面、並びに行政書士法遵守プレート（掲示物）等について、改正行政書士法の趣旨を踏まえた文言及び内容に改訂されたい。

改訂にあたっては、行政書士でない者が、他人の依頼を受け、「手数料」や「コンサルタント料」等、名目のいかんを問わず対価を受領し、業として官公署に提出する書類等を作成する行為は、行政書士法違反である旨を明確に示し、行政書士でない者による違反行為の更なる抑止を図る内容となるよう配慮されたい。

（デジタルサービス局、総務局）

## **要望事項3**

東京都の給付金、補助金、助成金等の申請手続に関し、行政書士が代理人として業務を行うことができること、並びに申請情報の作成が行政書士の業務であることについて、各部局並びに東京都政策連携団体（公益財団法人東京都中小企業振興公社、公益財団法人東京しごと財団等）に対し周知を図られたい。

さらに、各種申請における申請書への行政書士の記名押印欄の設置、及びJ グランツによる電子申請においては代理機能が活用されるように、各部局並びに東京都政策連携団体に対し周知を図られたい。

(産業労働局)

## **要望事項4**

令和6年度から開始された東京都の「単身高齢者等の総合相談支援事業」につき、下記の項目を実施されたい。

1. 「単身高齢者等の総合相談支援事業実施要綱」第3条第1号の規定について、専門相談に応じる士業に「行政書士」を加えられたい。
2. 各区市町村が総合相談窓口の設置・運営を行う際に、行政書士を積極的に活用されるよう貴局から周知及び助言をされたい。

(福祉局)

## **要望事項5**

東京都環境局産業廃棄物対策課における許可申請の混雑の解消に努めていただきたい。

また、この混雑の解消のために東京都行政書士会として産業廃棄物対策課において事前審査や受付事務を行うなどして、スムーズな申請のために協力していきたい。

(環境局)

## **要望事項6**

産業廃棄物収集運搬業の許可申請において、申請者の直前決算期の財務状態が債務超過である場合に提出を求められる、「経理的基礎を有することの説明書」を作成する者の資格として「行政書士」を明示されたい。

(環境局)

## 要望事項 1

「東京デジタルファースト推進計画」（第2期）の実施にあたり、デジタル社会の進展を踏まえた行政書士の職責を果たすために、下記3項目を実現されたい。

1. 東京都への許認可申請等の手続（東京都公式アプリ及び都が独自に開発する電子申請システム）について、以下の事項につき東京都行政書士会との意見交換の場を設定されたい。
  - ①行政書士が代理人として手続できることを想定したシステムの検討・要件定義・設計（行政書士の専用画面・入力項目等）等
  - ②都政のデジタル化についての具体的施策（デジタルデバイドの解消、デジタル申請の推進、システム改良意見の呼びかけ等）の策定等
2. 東京都公式アプリ及び都が独自に開発する電子申請システムにおいては、行政書士法の趣旨に沿い、代理申請が可能となる行政書士用入力欄等の設定をされたい。  
また、既存の電子申請システムに行政書士の入力欄がない場合には、同趣旨に沿った代理申請が可能となる入力欄の追加等をされたい。
3. 行政手続のオンライン化にあたっては、申請者及び代理人の本人確認を確実に行い、なりすましや無資格コンサルタント業者等による不正申請を防止する措置を徹底され、行政書士法の趣旨に沿った代理申請が適正に実施できる設定とされたい。

### （要望理由）

都政のデジタル化推進では、必ずしも全ての都民が一斉にデジタル申請に対応できていないのが現状であり、新型コロナ関連給付金申請の際には、行政書士が申請のサポートを行うことでデジタルデバイドの解消に貢献した実績等、地域に根差した行政書士が果たしてきた役割は大きい。

令和8年1月1日より施行される改正行政書士法には、士業法で初めて行政書士の職責として「デジタル社会への対応」を努力義務とする規定が設けられた。そこで、都政のデジタル化に際し行政書士が都民に必要なサポートを提供するためにも、デジタル化推進の検討・設計・策定段階における東京都行政書士会との意見交換の場の設定を要望するものである。行政書士は、官公署に提出する書類（電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む）その他権利義務又は事実証明に関する書類の作成・申請等を業務とする国家資格者であり、行政書士法の趣旨に沿った代理申請を実施・運用することで、本人のなりすましや無資格者が関与する不正な代理申請の防止も図られる。

その点は、申請がオンライン化されても同様であり、スマートフォンによる行政手続一元化を図る東京都公式アプリや、都が独自に開発する電子申請システムにおいても、行政書士法の趣旨に沿った代理申請が可能な設定となることを要望する。

具体的な代理権限の確認方法としては、電子署名をした電子証明書を添付して送信すること、実印を押印した委任状や印鑑証明書のP D Fを添付等の方法をとること、並びに、行政書士入力欄への入力等である。また、既存の電子申請システムに行政書士の入力欄の設定がない場合には、入力欄の追加設定等を行う等の措置を実施されたい。

このような措置の実施により、オンラインでも申請者本人及び代理人の権限の確認が確実に行われ、不正な代理申請の防止も図られる。

(デジタルサービス局)

#### 【参考資料】

1. 東京都「東京デジタルファースト推進計画（第2期）関連施策一覧（抜粋）／15頁

## 要望事項 2

行政書士法の一部改正（令和7年6月13日公布、令和8年1月1日施行）を受け、各種申請手引きの記述、電子申請サイトの画面、並びに行政書士法遵守プレート（掲示物）等について、改正行政書士法の趣旨を踏まえた文言及び内容に改訂されたい。

改訂にあたっては、行政書士でない者が、他人の依頼を受け、「手数料」や「コンサルタント料」等、名目のいかんを問わず対価を受領し、業として官公署に提出する書類等を作成する行為は、行政書士法違反である旨を明確に示し、行政書士でない者による違反行為の更なる抑止を図る内容となるよう配慮されたい。

### （要望理由）

現行の行政書士法の下においても、東京都行政書士会より行政書士法遵守への対応を要望し、許認可等の申請等を受け付ける各部局窓口における行政書士法の遵守を促すプレート（掲示物）の設置、電子申請システムの代理人入力欄の設定、各種申請の手引きへの行政書士法遵守を促す記述等の対応が進んでいる。

しかしながら、依然として行政書士でない者（無資格のコンサルタント等）が行政書士業務を行っている事例が報告されており、その中には過大な報酬請求や依頼業務の未完等、都民の権利利益が害される現況が継続している。

改正行政書士法の施行により、上記弊害の発生の更なる抑制効果を期待しているが、そのためにも、引き続き東京都との協働が必要である。また、行政書士法の改正内容の周知を図る観点からも、上記の要望をするものである。

（デジタルサービス局、総務局）

### 【参考資料】

1. 行政書士法の一部を改正する法律の公布について（通知）／16頁
2. 行政手続窓口等における行政書士法違反の防止に向けた取組について／17頁

### 要望事項 3

東京都の給付金、補助金、助成金等の申請手続に関し、行政書士が代理人として業務を行うことができる、並びに申請情報の作成が行政書士の業務であることについて、各部局並びに東京都政策連携団体（公益財団法人東京都中小企業振興公社、公益財団法人東京しごと財団等）に対し周知を図られたい。

さらに、各種申請における申請書への行政書士の記名押印欄の設置、及びJグランツによる電子申請においては代理機能が活用されるように、各部局並びに東京都政策連携団体に対し周知を図られたい。

#### （要望理由）

デジタル庁が運営する補助金電子申請システム「Jグランツ」では、令和7年1月より代理申請機能がリリースされたにもかかわらず、東京都ならびに東京都政策連携団体へJグランツを利用する申請では「代理申請を可能にする」設定がなされていないために代理機能を利用できない事案が散見される。デジタルデバイドの解消という意味においても、代理申請機能を積極的に活用されるように、東京都各部局及び東京都政策連携団体に対し周知を図られたい。

令和8年1月1日に施行される改正行政書士法第1条の2第2項には「行政書士は、その業務を行うに当たっては、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術の活用その他の取組を通じて、国民の利便の向上及び当該業務の改善進歩を図るよう努めなければならない。」とされ、士業法において初めて「デジタル社会への対応」の努力義務が規定された。

また、改正行政書士法第19条第1項により、行政書士でない者が他人の依頼を受け、「手数料」や「コンサルタント料」等の名目のいかんを問わず、対価を受領して、業として、官公署に提出する書類等を作成することは違法であるということを明確にした。

これまで協力金、給付金、補助金、助成金等の申請手続においては、無資格者による虚偽申請も多く、なかには刑事事件となつた事案もあったが、東京都並びに東京都政策連携団体への代理申請手続（オンライン申請手続を含む）は行政書士の業務であり、行政書士法の趣旨を踏まえた運用となるように、周知を図られたい。

（産業労働局）

#### 【参考資料】

1. 東京都「東京都政策連携団体一覧」／18頁
2. 東京都政策連携団体の指導監督等に関する基準／19頁
3. 補助金申請システム（jGrants）事業者クイックマニュアル（抜粋）／21頁

## 要望事項 4

令和6年度から開始された東京都の「単身高齢者等の総合相談支援事業」につき、下記の項目を実施されたい。

1. 「単身高齢者等の総合相談支援事業実施要綱」第3条第1号の規定について、専門相談に応じる士業に「行政書士」を加えられたい。
2. 各区市町村が総合相談窓口の設置・運営を行う際に、行政書士を積極的に活用されるよう貴局から周知及び助言をされたい。

### (要望理由)

「単身高齢者等の総合相談支援事業」(以下、「本事業」という。)は、家族・親族からの支援を受けられない、または受けることが困難な単身高齢者や障害者に対し、将来の医療や福祉等に関する諸問題への備えとして、安心して地域での生活を継続するための相談対応や情報提供等の支援の提供を目的としている。

そして、各区市町村に設置する相談窓口には、単身高齢者等が健康なうちから、自身の意思を反映させながら将来の生活に備えられるよう、人生の終焉に向けた準備活動を支援する総合相談として、弁護士等の専門職による相談窓口の設置を必須事業としている。

行政書士は、高齢者・障害者への意思決定支援や身上保護に配慮した対応が可能であり、成年後見制度や任意後見制度といった権利擁護に関わる分野においても実績を有している。遺言執行・死後事務委任契約など、生活に密接した書類作成の専門性は、本事業の趣旨と合致している。

そこで、このことを定める「単身高齢者等の総合相談支援事業実施要綱」(令和6年5月2日付6福祉生地第47号)第3条第1号に掲げる専門職として、行政書士の明記を求めるものである。

また、今後本事業を導入または拡充する各区市町村においても、行政書士の役割についての認知と活用の推進が図られるよう、貴局より、今後本事業の実施を検討する各区市町村に対して、行政書士の活用について積極的な周知と助言をされたい。

(福祉局)

### 【参考資料】

1. 単身高齢者等の総合相談支援事業実施要綱／23頁
2. 単身高齢者等の総合相談支援事業／24頁

## 要望事項 5

東京都環境局産業廃棄物対策課における許可申請の混雑の解消に努めていただきたい。

また、この混雑の解消のために東京都行政書士会として産業廃棄物対策課において事前審査や受付事務を行うなどして、スムーズな申請のために協力していきたい。

### **(要望理由)**

現状、産業廃棄物対策課において、産業廃棄物収集運搬業の新規許可申請をしようとして予約が1～3ヶ月くらい先となっている。

よって、標準処理期間よりも早く許可を出していただいているものの、申請を検討してから許可が出るまでの時間を要しており、新規に許可を取得して事業を行いたい業者が非常に困っている。

このような現状を解消するため、東京都行政書士会においてお手伝いできることがあれば協力していきたいと考えている。

(環境局)

### **【参考資料】**

1. 茨城県行政書士会会報誌（受付事務に関するスキーム）／25頁

## 要望事項 6

産業廃棄物収集運搬業の許可申請において、申請者の直前決算期の財務状態が債務超過である場合に提出を求められる、「経理的基礎を有することの説明書」を作成する者の資格として「行政書士」を明示されたい。

### (要望理由)

本要望に対する令和7年度の回答では「経理的基礎を有することの説明書」の作成目的にふれたうえで、行政書士による作成を認めない旨の内容となっている。

現在、神奈川県や千葉県など当該書類を行政書士により作成可能とする県も存在している中、東京都、神奈川県、千葉県もメンバーである九都県市首脳会議が令和5年12月1日付にて「廃棄物処理法等に関する制度の見直しについての要望書」を提出し、要望1「産業廃棄物処理施設の許可における審査基準の明確化」において、「自治体によって異なる基準により審査されることは望ましくなく、国により具体的かつ客観的な統一審査基準が明確に示される必要がある」と、述べている。

従来より、官公署へ提出する書類の作成は行政書士の独占業務であり、各種補助金申請業務や他の許認可申請業務では経営計画を含めた事業計画書等の作成を行っている。

このように行行政書士は業務の一環として、「債務超過が生じることとなった原因を分析し、その分析結果を基に改善策を処理業者に対して提案・助言することによって経営基盤の強化に繋げ、不法投棄等の不適正処理を防止すること」の実践に責任を持つ士業である為、作成する者の資格として何ら問題ないものと思われる。

このことに併せて、東京都行政書士会が提出した「都の各機関における行政書士制度への理解及び行政書士法等の遵守徹底に関する請願（請願31第2号。令和元年6月19日議決により採択。）」の内容を十分留意され、遺漏なく許可事務を取り扱うよう求める。

(環境局)

### 【参考資料】

#### 1. 九都県市首脳会議

「廃棄物処理法等に関する制度の見直しについての要望書」（抜粋）／27頁

# 参 考 资 料

## 行政書士法（昭和26年法律第4号）（抄）

（令和8年1月1日施行）

### （行政書士の使命）

第一条 行政書士は、その業務を通じて、行政に関する手続の円滑な実施に寄与するとともに国民の利便に資し、もつて国民の権利利益の実現に資することを使命とする。

### （職責）

第一条の二 行政書士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

2 行政書士は、その業務を行うに当たつては、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術の活用その他の取組を通じて、国民の利便の向上及び当該業務の改善進歩を図るよう努めなければならない。

### （業務）

第一条の三 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの）を含む。以下この条及び次条において同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。）その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成することを業とする。

2 行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。

第一条の四 行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができます。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

一 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続及び当該官公署に提出する書類に係る許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等及び当該書類の受理をいう。次号において同じ。）に関して行われる聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において当該官公署に対する行為（弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十二条に規定する法律事件に関する法律事務に関するものを除く。）について代理すること。

二・三・四 (略)

2 (略)

(業務の制限)

第十九条 行政書士又は行政書士法人でない者は、他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て、業として第一条の三に規定する業務を行うことができない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び定型的かつ容易に行えるものとして総務省令で定める手続について、当該手続に関し相当の経験又は能力を有する者として総務省令で定める者が電磁的記録を作成する場合は、この限りでない。

2 (略)

第二十一条の二 第十九条第一項の規定に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

## 行政書士法施行規則（昭和26年総理府令第5号）（抄）

(書類等の作成)

第九条 行政書士は、法令又は依頼の趣旨に反する書類を作成してはならない。

2 行政書士は、作成した書類に記名して職印を押さなければならない。

## 民間事業者等が行う書面の保存等における

### 情報通信の技術の利用に関する法律

(電磁的記録による作成)

第四条 民間事業者等は、作成のうち当該作成に関する他の法令の規定により書面により行わなければならないとされているもの（当該作成に係る書面又はその原本、謄本、抄本若しくは写しが法令の規定により保存をしなければならないとされているものであって、主務省令で定めるものに限る。）については、当該他の法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行うことができる。

3 第一項の場合において、民間事業者等は、当該作成に関する他の法令の規定により署名等をしなければならないとされているものについては、当該法令の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

## 行政書士法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における

### 情報通信の技術の利用に関する法律施行規則

(作成において氏名等を明らかにする措置)

第七条 行政書士法施行規則第十条（同規則第十二条の三において準用する場合を含む。）の規定に基づく作成において記載すべき事項とされた記名押印に代わるものであって、法第四条第三項に規定する主務省令で定めるものは、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項の電子署名をいう。）とする。

# 行政書士法の一部を改正する法律の概要 (抜粋)

令和8年1月1日施行

## 1. 行政書士の使命 (第1条関係)

第1条の目的規定を使命に関する規定に改め、「行政書士は、その業務を通じて、行政に関する手続の円滑な実施に寄与するとともに国民の利便に資し、もって国民の権利利益の実現に資することを使命とするものとする」と。」とされた。

## 2. 職責 (<新設条文>第1条の2)

新たに職責に関する規定を新設し、第2項で「行政書士は、その業務を行うに当たっては、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術の活用その他の取組を通じて、国民の利便の向上及び当該業務の改善進歩を図るよう努めなければならないものとすること。」と定めて、土業法で初めて「デジタル社会への対応」の努力義務が規定された。

## 3. 業務の制限規定の趣旨の明確化 (第19条第1項関係)

行政書士又は行政書士法人でない者による業務の制限規定に、改正法では「他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て」の文言を加えて、業務制限規定の趣旨が明確にされた。

行政書士や行政書士法人でない者が、他人の依頼を受け、「手数料」・「コンサルタント料」や「会費」等の名目のいかんを問わず、対価を受領して、業として、官公署に提出する書類等を作成することは、「報酬を得」たことになり、行政書士法違反となることが明確にされた。

## 基本方針\_誰一人取り残されないデジタル化

### 「代理人申請」施策

#### ■1 これまでの取組と成果・課題(令和5年度まで)

- 代理人による申請手続のデジタル化については、利用者からの個別の意見に対応し一部システムの改修を行ってきたところであるが、今後を見据え代理人申請のあり方について整理が必要である。

#### ■2 計画期間における取組(令和6年度から令和8年度まで)

- 行政手続における代理人申請のあり方について、民間事業者等の知見も活用して整理を行い、庁内で内容を共有していく。

#### ■3 到達目標

- 代理人も含めた利用者が円滑にオンライン申請を行うことができる。



# 行政書士法の一部を改正する法律の公布について（通知）

【令和7年6月13日付 総行行第281号総務省自治行政局長通知】 **※各府省官房長、各都道府県知事宛**

行政書士法の一部を改正する法律（令和7年法律第65号。以下「改正法」という。）が、議員立法により成立し、本日、公布されました。改正法は令和8年1月1日に施行されることとされています。（略）

**各行政手続の所管部局におかれましては、下記事項にご留意いただくとともに、業務の制限に関する規定の改正によりその趣旨が明確化されることを踏まえ、別添の地方公共団体における取組も参考としながら、行政書士又は行政書士法人でない者による関与を防止するための取組を行っていただきますようお願いします。**

## 記

### 1. 特定行政書士の業務範囲の拡大

新法第1条の4第1項第2号に基づき、特定行政書士が、行政庁に対する不服申立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成することができる範囲について、行政書士が「作成した」官公署に提出する書類に係る許認可等に関するものから、行政書士が「作成することができる」官公署に提出する書類に係る許認可等に関するものに拡大することとされたこと。

これにより、これまで許認可等の申請を申請者本人が行った場合において、当該申請に係る処分に不服があるときは、他の法律において不服申立ての手続を代理できる者が定められている場合を除き、申請者本人又は弁護士に依頼して不服申立てを行うものであったが、本改正により、これらの者に加え、特定行政書士に依頼して不服申立てを行うことも可能となること。

### 2. 業務の制限規定の趣旨の明確化

改正法による改正前の行政書士法第19条第1項（業務の制限）において、「行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第一条の二に規定する業務を行うことができない」と規定されていたが、改正法においては、本規定に「他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て」の文言を加え、その趣旨を明確にすることとされたこと。

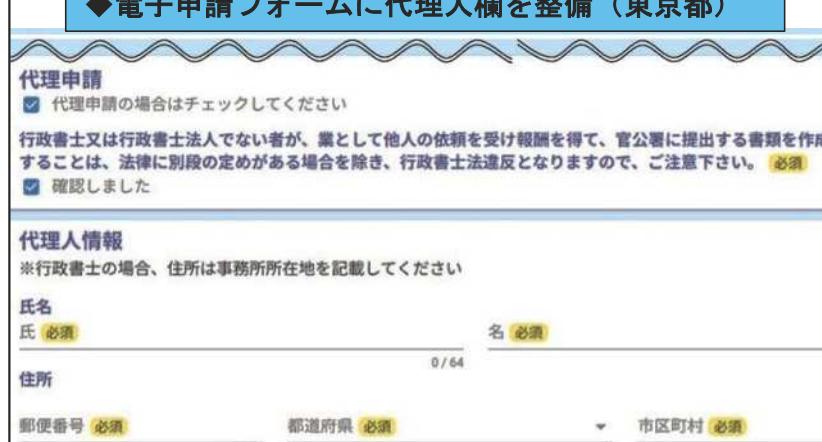
これは、**行政書士や行政書士法人でない者が、他人の依頼を受け、「手数料」や「コンサルタント料」等どのような名目であっても、対価を受領して、業として、官公署に提出する書類等を作成することは違法である**という現行法の解釈を条文に明示することにより、**行政書士や行政書士法人でない者による違反行為の更なる抑制を図ろうとする趣旨によるもの**であること。

# 行政手続窓口等における行政書士法違反の防止に向けた取組について

別添

- 行政書士でない者が、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類の作成を行うことは行政書士法(昭和26年法律第4号)第1条の2及び第19条により禁止されています。
- 無資格者の関与により住民が不利益を被ることを防止するため、各行政手続を所管する都道府県・市町村の担当課室・窓口において、以下のような取組を行っていただくようお願いします。

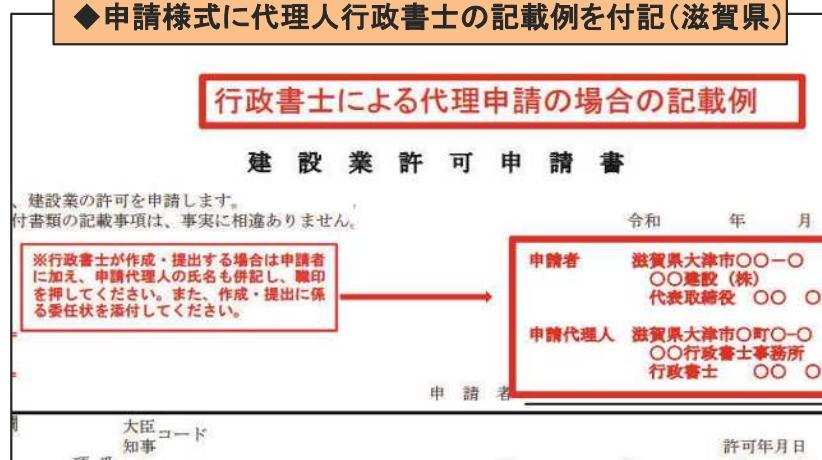
## ◆電子申請フォームに代理人欄を整備（東京都）



代理申請  
代理申請の場合はチェックしてください  
行政書士又は行政書士法人でない者が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、ご注意下さい。  必須  
確認しました

代理人情報  
※行政書士の場合、住所は事務所所在地を記載してください  
氏名 氏  必須  
住所  0/64  
郵便番号  必須 都道府県  必須  
市区町村  必須

## ◆申請様式に代理人行政書士の記載例を付記(滋賀県)



行政書士による代理申請の場合の記載例

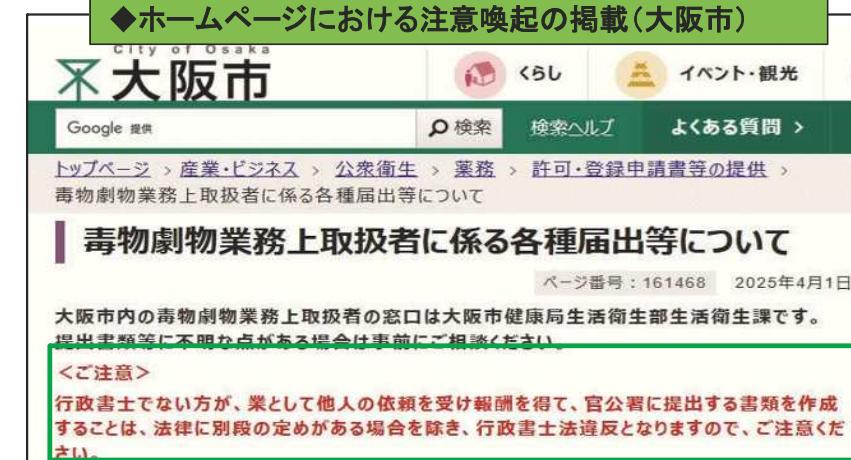
建設業許可申請書  
建設業の許可を申請します。  
付書類の記載事項は、事実に相違ありません。  
※行政書士が作成・提出する場合は申請者に加え、申請代理人の氏名も併記し、轍印を押してください。また、作成・提出に係る委任状を添付してください。

申請者 滋賀県大津市〇〇一〇〇〇建設(株)  
代表取締役 〇〇〇〇  
申請代理人 滋賀県大津市〇町〇一〇〇〇行政書士事務所  
行政書士 〇〇〇〇  
申請者  
許可年月日  
大臣コード  
知事  
許可年月日

## ◆窓口における注意事項の掲出



## ◆ホームページにおける注意喚起の掲載(大阪市)



大阪市  
Google 提供  
くらし イベント・観光  
検索 検索ヘルプ よくある質問  
トップページ > 産業・ビジネス > 公衆衛生 > 業務 > 許可・登録申請書等の提供 >  
毒物劇物業務上取扱者に係る各種届出等について  
ページ番号 : 161468 2025年4月1日  
大阪市内の毒物劇物業務上取扱者の窓口は大阪市健康局生活衛生部生活衛生課です。  
提出書類等に不明な点がある場合は事前にご相談ください。  
<ご注意>  
行政書士でない方が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、ご注意ください。

## 東京都政策連携団体一覧

## &lt;公益法人等&gt;

	団体名	所管局
1	(公財) 東京都人権啓発センター	総務局
2	(公財) 東京都島しょ振興公社	総務局
3	(一財) GovTech東京	デジタル サービス局
4	(公財) 東京税務協会	主税局
5	(公財) 東京都歴史文化財団	生活文化局
6	(公財) 東京都交響楽団	生活文化局
7	(公財) 東京都つながり創生財団	生活文化局
8	(公財) 東京都スポーツ文化事業団	スポーツ推進本部
9	(一財) 東京マラソン財団	スポーツ推進本部
10	(公財) 東京都都市づくり公社	都市整備局
11	東京都住宅供給公社	住宅政策本部
12	(公財) 東京都環境公社	環境局・ 産業労働局
13	(公財) 東京都福祉保健財団	福祉局
14	(社福) 東京都社会福祉事業団	福祉局
15	(公財) 東京都医学総合研究所	保健医療局
16	(公財) 東京都中小企業振興公社	産業労働局
17	(公財) 東京しごと財団	産業労働局
18	(公財) 東京都農林水産振興財団	産業労働局
19	(公財) 東京観光財団	産業労働局
20	(公財) 東京動物園協会	建設局
21	(公財) 東京都公園協会	建設局
22	(公財) 東京都道路整備保全公社	建設局
23	(公財) 東京都教育支援機構	教育庁
24	(公財) 東京防災教急協会	東京消防庁

## &lt;株式会社&gt;

	団体名	所管局
25	(株) 東京スタジアム	スポーツ推進本部
26	多摩都市モノレール(株)	都市整備局
27	東京臨海高速鉄道(株)	都市整備局
28	(株) 多摩ニュータウン開発センター	都市整備局
29	(株) 東京国際フォーラム	産業労働局
30	(株) 東京臨海ホールディングス	港湾局・ 産業労働局
31	東京交通サービス(株)	交通局
32	東京水道(株)	水道局
33	東京都下水道サービス(株)	下水道局

## 合計団体数

33 団体
公益財団法人 20 団体
一般財団法人 2 団体
社会福祉法人 1 団体
特別法人 1 団体
株式会社 9 団体

## 東京都政策連携団体の指導監督等に関する基準

平成31年3月19日

30総行革監第93号

知事決定

### 第1 目的

- 1 この基準は、東京都政策連携団体の指導監督等に関する要綱（平成31年3月19日付30総行革監第91号。以下「要綱」という。）に定める東京都政策連携団体（以下「政策連携団体」という。）の指導監督等に関する事務について、必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 政策連携団体を所管する局等の長（以下「局長等」という。）は、法令又は別に定めがある場合を除き、この基準に基づき当該団体に対する指導監督等を行うものとする。

### 第2 用語

この基準で使用する用語は、要綱で使用する用語の例による。

### 第3 事業協力団体に係る要件

- 1 要綱第2-2(1)に定める事業協力団体に係る要件は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 都から資本金又は基本財産への出資又は出えん（以下「出資等」という。）を受けている団体については、次のいずれかに該当すること。
    - ア 指定を行う時点において確定している決算（1年間分）の直近の対象年度から起算して過去3か年度（以下「過去3か年度」という。）の期間引き続き、経常的な収益における都財政受入れがあり、かつ、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）に基づき派遣される都職員（以下「都派遣職員」という。）の受入れがあること。
    - イ 過去3か年度の平均で経常的な収益に占める都財政受入割合が50パーセント以上であること。
    - ウ 過去3か年度の平均で当該団体の常勤職員総数に占める都派遣職員割合が5パーセント以上であること。
    - エ 過去3か年度において、原則として、都派遣職員又は都を定年退職し、若しくは定年に準ずる退職をした者が連続して常勤役員に就任していること。

政策連携団体を都の政策実現に向けて活用するとともに、当該団体の自主的、自律的な財政運営を促進する観点から、財政運営の指導監督に当たっての基準は、次のとおりとする。

## 1 公益法人等

- (1) 財政運営に当たっては、合理的かつ効率的な運営の確保に努めること。
- (2) 責任をもって自主的な財政運営が図られるよう、可能な限り独立採算の確立に努めるとともに財政基盤の安定化を図ること。
- (3) 公益事業と収益事業とを明確に区分すること。
- (4) 事業別の収支を明らかにすること。
- (5) 公益事業については、原則として、基本財産の運用収入（公益社団法人及び一般社団法人の場合は会費収入を含む。）、公益事業の収入及び収益事業の剩余金を原資として事業執行を図ること。
- (6) 収益事業については、公益事業に支障を及ぼさないよう健全な運営の確保に努めること。

## 2 株式会社

- (1) 経営形態の利点を生かし、弾力的かつ効率的に事業の推進を図ること。
- (2) 的確な経営判断の下で経営改善を図るなど、常に経営基盤強化に努めること。
- (3) 事業別の収支を明らかにすること。
- (4) 民間からの資金などを積極的に活用すること。
- (5) 他団体への出資等については、団体事業に密接な関連があり、費用・サービス面でメリットがある場合にのみ行うこと。

## 第6 政策連携団体の事業運営等に関する指導監督の基準

### 1 事業運営に関する指導監督の基準

自律的経営の観点から、事業運営の指導監督に当たっての基準は次のとおりとする。

- (1) 政策連携団体が独自に行う事業については採算性に留意しつつ、積極的な自主財源の確保を図るなど、経営基盤の強化に努めること。
- (2) 限られた経営資源を有効に活用する観点から、外部委託の活用などを図りながら、経営資源の最適な配分に努めること。
- (3) (2)の外部委託については、コストの縮減に努めるとともに、都民サービスの向上に資するよう品質確保を図ること。
- (4) 都民生活の向上並びに事業運営の簡素化及び効率化に資するため、デジタルトランスフォーメーションを推進すること。

## VI. 代理申請

### 1. 代理申請の概要（1/2）

- 「代理申請」の機能の概要について記載します。

#### 代理申請とは？

「代理申請」とは、  
jGrantsにて補助金の申請を作成・提出する際に、  
**事業者自身で申請の作成が難しい場合、**  
事業者が行政書士等に作成の代理を依頼することで、  
**行政書士等が申請を代理で作成**することを指します。

具体的には、  
事業者（委任元）が行政書士等（代理申請者）に  
**GビズID上で委任の依頼**をすることで、  
事業者に代わって、**受任した行政書士等がjGrants上で申請を作成**します。  
(申請の提出は、行政書士等ではなく事業者自身で行います)

自分では補助金の  
申請の作成が  
難しい場合…

行政書士等に委任し、  
代理で申請を作成  
してもらうことができる

事務局では  
本人(委任元)が作成した  
申請として審査を行う

代理で申請を作ります



自分で申請の作成は  
難しい…



代理申請者



委任元

作成の委任



事務局

代理申請者が作成していても、  
委任元名義の申請として  
審査します

代理で申請を作ってください

## VI. 代理申請

### 1. 代理申請の概要 (2/2)

#### 代理申請イメージ

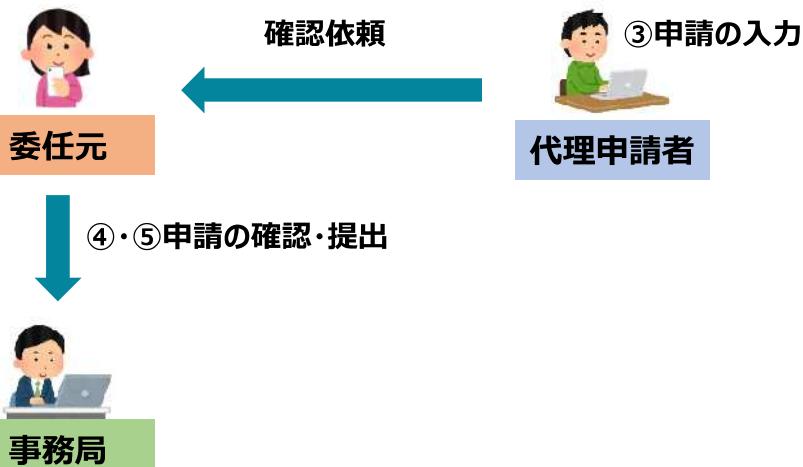
##### GビズID

代理申請の  
事前準備  
(委任申請)



##### jGrants

代理申請の  
実施



代理申請における委任・受任の詳細は、次ページをご参照ください。



# 単身高齢者等の総合相談支援事業実施要綱

令和6年5月2日付6福祉生地第47号

## (目的)

第1条 単身高齢者等の総合相談支援事業は、家族や親族がいない又は家族や親族がいてもそれらの者から必要な支援を受けることができない高齢者又は障害者(以下「高齢者等」という。)が日常生活を送る上で将来に生じるであろう医療、福祉等に関する諸問題に関し、高齢者等が将来にわたり安心して地域で生活を送ることができるよう、必要な相談対応や情報提供を行うことにより、本人の希望に基づき、自分らしく安心して人生の終えんを迎えるための支援を行うことを目的とする。

## (実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、区市町村とする。ただし、区市町村は、事業の一部又は全部を適切な団体に委託又は助成して実施することができる。

## (事業内容)

第3条 本事業の内容は、次の各号とし、このうち第1号に掲げる事業は必須事業とする。

- 一 第1条の目的に沿った一般相談及び弁護士、司法書士等による専門相談に係る窓口の設置並びに運営
- 二 将来の生活における不安解消に資するその他の独自の取組

## (事業対象者)

第4条 本事業の対象者は、高齢者、障害者、その家族等とする。

## (関係機関等との連携)

第5条 本事業の実施主体若しくは事業の運営について委託又は助成を受けた団体は、事業の実施に当たり、必要に応じて、関連する団体、専門職等と連携し、円滑な事業の運営を図る。

## (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、福祉局長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和6年5月2日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

## ■単身高齢者等の総合相談支援事業

### 事業内容

- 都内における単身高齢者は増加しており、判断能力が低下した際の生活や死後の対応に不安がある高齢者の増加が見込まれる。
- 単身高齢者等が、元気なうちから、自身の意思を反映させながら将来の生活に備えられるよう、人生の終焉に向けた準備活動を支援する総合相談窓口を設置するなどの取組を行う区市町村を支援する。
- 総合相談窓口の設置（専門職による相談を含む）を必須とし、これに付随する自治体独自の事業（エンディングノートの配布、講演会の開催、死亡時の開示情報登録など）も対象とする。
- なお、総合相談窓口では、単身高齢者本人だけでなく、その親族、また、障害者本人、障害者の保護者・親族などからの相談にも対応する。

### 実施主体

- 区市町村（委託又は補助も可）

### 補助方法

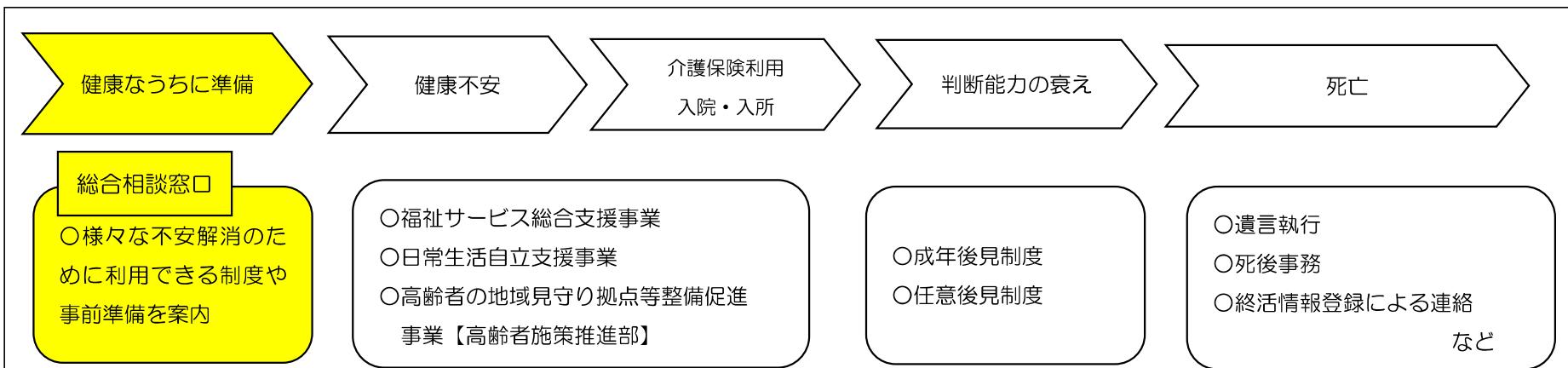
- 「地域福祉推進区市町村包括補助事業」の中にメニューを設定
- 補助基準額：相談窓口の設置運営（必須）  
相談窓口の設置運営（必須）+独自事業（任意）  
基準額：1,000万円  
基準額：2,000万円  
補助率：1／2  
補助率：1／2

### 令和7年度予算額

- 地域福祉推進区市町村包括補助事業の予算額（41億6,600万円）の内数

### 令和6年度補助交付自治体

- 大田区、豊島区、練馬区、葛飾区



## 第3回 業務研修会

日 時：令和6年3月25日(月) 午後1時30分～午後3時30分  
場 所：茨城県開発公社ビル 4階 大会議室  
講 師：茨城県県民生活環境部廃棄物規制課 課長補佐 有井 裕昭 様  
参 加 者：35名  
内 容：茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例による規制の概要について、県民生活環境部廃棄物規制課有井様からご講義をしていただき、当条例について理解を深めた。



## 産業廃棄物処理業許可申請等受付事務について

茨城県廃棄物規制課から業務受託しました。  
…産廃では東日本で初めての業務受託です…

廃棄物規制課と業務委託契約を締結し、4月15日より事業を開始しました。詳細は別紙に記載しましたが、当会会員の行政書士が、対面、郵送のいずれの場合も、許可申請書と変更届出書の形式審査と電話応対を担当します。

廃棄物規制課では、申請等受付業務を外部委託することによって、審査期間の短縮と不法投棄対策の強化を図りたく、当会と事前の協議を重ね、本年3月に公募型プロポーザル方式による申込を経て、4月1日に正式に受託となったものです。

建設業許可や経審について自治体から業務受託している単位会はありますが、産業廃棄物処理業許可について業務受託するのは、京都府に次いで2例目で、京都府から東では初めてとなります。

許可申請書は、優良認定の更新申請を除いた収集運搬業、処分業のすべて許可申請とすべての変更届出書の形式審査を担当します。年間の処理件数は、許可申請が約1400件、変更届出が約1500件程度になると見込まれます。さらに、電話による各問い合わせへの応答も担当します。

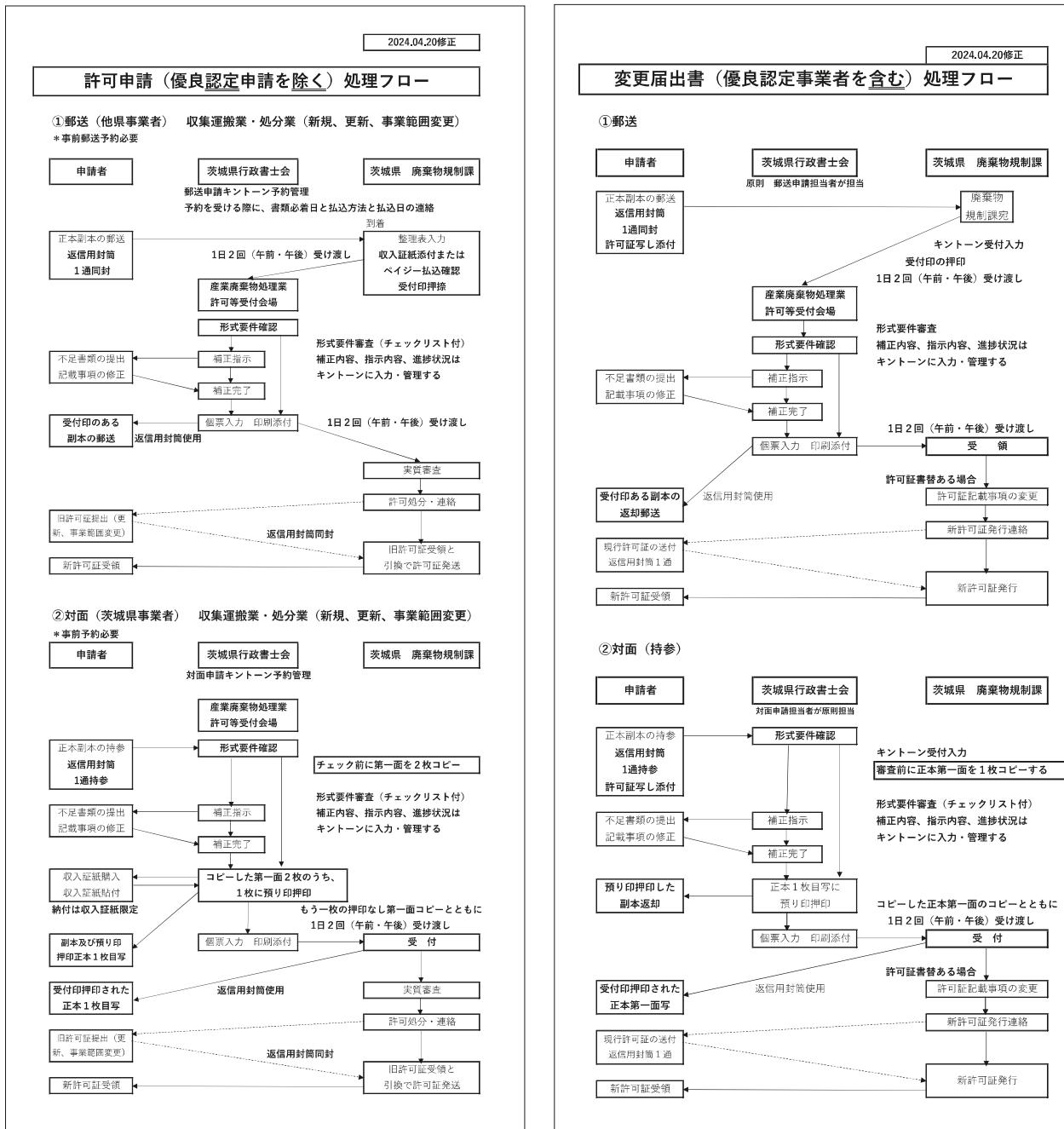
受託した業務をおこなう場所は、茨城県開発公社ビル2階に新設された「産業廃棄物処理業許可申請等受付会場」で月曜日と金曜日は3名ずつ、火曜日から木曜日は4名ずつ、1週あたり、延べ30名の当会会員の行政書士が担当します。

本件業務の担当者には、複数回にわたる特別研修会を受講していただき、形式審査業務を習得していただきました。今後は実践を通して、業務知識の研鑽に励み、廃棄物規制課からの期待に適格に応えていく必要があります。

本件契約は単年度更新ですが、来年度以降も引き続き受託できるよう、着実に実績を積んでいきたいと思います。

なお、会場では、茨城県収入証紙は取り扱いませんので、これまで通り、茨城県産業資源循環協会が県庁内での購入をお願いいたします。

(担当副会長 木村 司)



## 廃棄物処理法等に関する制度の見直しについての要望書

令和5年12月1日

環境大臣 伊藤信太郎様

九都県市首脳会議として、別紙のとおり要望いたしますので、特段のご配慮をお願いいたします。

九都県市首脳会議

座長 神奈川県知事 黒岩祐治

埼玉県知事 大野元裕

千葉県知事 熊谷俊人

東京都知事 小池百合子

横浜市長 山中竹春

川崎市長 福田紀彦

千葉市長 神谷俊一

さいたま市長 清水勇人

相模原市長 本村賢太郎

(別紙)

## 廃棄物処理法等に関する制度の見直しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)については、その時々の廃棄物問題を取り巻く状況等を踏まえ、度重なる改正が行われており、平成29年度は不適正処理による生活環境保全上の支障に対応するための改正が行われたところです。しかしながら、燃料や原材料価格等の物価高騰の影響もある現下の厳しい経済情勢においては、処理費用削減をねらいとした不適正処理の増加が今後も懸念されるところであり、廃棄物適正処理の推進はその重要度を一層増しています。

また、廃石綿等やポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」という。)廃棄物といった有害廃棄物の処理対策や電子マニフェストの普及等については、一定の成果はあるものの、十分な施策の推進がなされておらず、なお多くの課題が残されています。

九都県市首脳会議としては、不適正処理のない健全な資源循環型社会を早期に実現し、将来世代に良好な生活環境を引き継ぐことが、現代に課された使命であると考えます。そのためには、国及び地方公共団体が連携し、不斷の努力をもって、これら個々の課題に対して効果的な制度の創設や運用の見直し等に努めなければなりません。

よって、このたび制度の見直し等が必要と考える事項について、以下のとおり要望します。

### 1 産業廃棄物処理施設の許可における審査基準の明確化

産業廃棄物処理施設の設置許可の審査における経理的基礎に係る具体的かつ客観的な審査基準を明確にすること。

(説明)

産業廃棄物処理施設の設置許可の審査における経理的基礎については、環境省令(同法施行規則)において、「施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること」とされ、令和2年3月30日付環循規発第2003301号において、経理的基礎に係る判断についての考え方が示されているところであるが、なお具体的な基準が十分示されておらず、審査において苦慮している。産業廃棄物処理業の許可についても同様であるが、経理的基礎については申請者の能力に係るものであり、自治体によって異なる基準により審査されることは望ましくなく、国により具体的かつ客観的な審査基準が明確に示される必要がある。

## 団体名 公益社団法人東京都リサイクル事業協会

要 望 事 項
<b>1 自治体のリサイクル委託事業等への対応について</b> <p>東京都では昨年度末に「一般廃棄物収集運搬の委託業務契約に係る仕様書・原価計算書の作成マニュアル【第1版】」を作成され、今年度より都内事業者・区市町村向けに「価格転嫁・働き方改革等『相談窓口』」を設置される等のご対応をいただきました。これによりこれまで長年の懸案でした受託金額と適正価格との乖離が明確となり、受託条件の改善等が大いに期待されるところです。</p> <p>当団体には、一般廃棄物の収集運搬事業を受託するだけでなく、一般廃棄物の資源化中間処理施設の運営を受託する組合が少なくありません。ご案内のとおり、選別処理ラインの業務は3k職場でもあり、慢性的な人手不足、人材確保に苦慮しているところで、適正な雇用条件の整備は喫緊の課題となっています。</p> <p><b>＜要望＞</b></p> <p>東京都におかれましては、資源化中間処理施設（リサイクルセンター等）の運営についても受託する団体に対して実態把握をいただき、適正価格との乖離の是正につながる「中間処理施設版仕様書等作成マニュアル」をご作成いただく等、収集運搬業務と同様の支援策を講じていただきますようお願い申し上げます。</p>
<b>2 資源回収車両や中間処理施設での火災事故への対応について</b> <p>リチウムイオン電池やスプレー缶、ライターの家庭への普及や分別意識の低下傾向等により、ごみ収集車両の火災事故が急増してきております。また、近年では廃プラスチック選別処理ラインや古紙ヤード等でもこうした危険物が発見されるケースが増え、火災事故に至ってしまう事例も発生しているところです。</p> <p>中小零細事業者にとって、選別処理施設はもとより、高額な特装車両（パッカー車）のたった一度の罹災でも事業継続に大きな障害となってしまいます。</p> <p><b>＜要望＞</b></p> <p>行政の受託事業において、不幸にも回収車両や中間処理施設等が火災事故に罹災した際に、安心して切れ目なく事業が継続できるような、補償制度等について早急にご検討いただき、区市町村等へのご指導をお願い申し上げます。</p>
<b>3 区市町村との連携による環境政策加速化事業「(10) 廃棄物の3R推進事業」への対応について</b> <p>前事業の「地域の健全なリサイクルシステム維持支援事業」では、実情に応じて支援策を適宜追加いたしました。しかし利用自治体が一部に限られており、都内全域の集団回収事業者への支援が広く行き渡っている状況にはございません。</p> <p><b>＜要望＞</b></p> <p>回収業者への区市町村の財政支援が「令和4年度以降に行う、新規支援または既存支援の拡充に限る」となっています。集団回収は、新規も令和4年度以前の旧来分も同様に危機的状況にあり、新旧の差はありません。「新規支援」や「拡充」とする限定を解除いただき、すべての集団回収事業を支援対象にしていただきたい。</p>
<b>4 古紙持ち去り行為をなくすための取り組みについて</b> <p>東京都におかれましては、古紙持ち去り行為をなくすためにさまざまな取り組みを講じていただいております。古紙持ち去りは、かつての大きな被害を発生するほどではありませんが、都内各地で続けられているのが現状です。</p> <p>東京都が加盟する全国都市清掃会議（以下「全都清」）では、古紙持ち去り被害が横行</p>

しはじめた頃より、国に対して、「持ち去られた古紙を流通させないための体制や罰則規定等を含めた法整備を行うこと」と要望書を提出されておりました。しかし昨年度の要望書には古紙持ち去り行為への対応の記述が削除されております。全都清の要望書は、全国の自治体の意向を反映する重要な書類の一つに位置づけられるものと考えます。

**＜要望＞**

東京都におかれましては、全都清の今回の記述変更が、国の古紙持ち去り行為の法規制化の動向に影響を及ぼすことのないようにご配慮をお願い申し上げますとともに、都内から古紙持ち去り行為がなくなるまで、ご対応の手綱を緩めることなく引き続きご対応賜りますようお願い申し上げます。

以上

都中農援発第91号  
令和7年11月25日

東京都知事  
小池百合子様

東京都農業協同組合中央会  
代表理事長 野崎 啓太郎

## 要　望　書

東京都知事におかれでは、農業改良普及センターの強化やスマート農業の推進、農業への就農支援、農地の貸借の促進など様々な施策を打ち出して、東京農業全般の振興に積極的に取り組んでいただきており、JA東京グループとして心から感謝申し上げます。

東京都の農業の担い手は、都市部から山間、島しょ部まで様々な気候風土の中で、生産販売に工夫を凝らして農業に取り組んでいます。

しかしながら、近年では人件費や生産資材、機械価格の上昇、異常気象による減収が加わり、働けど働けど農業所得は減る一方であります。

このような状況の中では、バブル期やその後の経済の低迷期を乗り越えてきた農業者といえども農業への情熱が失われ、さらに後継者の就農意欲も減少せざるを得ない状況です。

東京都におかれましては、引き続き、都市農業を守り育てる農業者への支援ならびに農地を次代に残していくための農地保全への支援をお願いしたく、下記のとおり要望いたします。

### 記

#### （1）東京農業を持続させるための農業の担い手の育成と営農への支援

農家の世帯主の事業承継への意欲を高め、後継者等の就農意欲を高める資金、技術、生産資材、農業関係機械に対する支援を実施していただきたい。

また、気候変動に合わせた栽培作物、栽培技術開発などの試験研究と、その成果の普及を進めるとともに、猛暑下の農作業で安全な労働環境が確保されるよう空調服や農業用施設の遮光遮熱資材等の猛暑対応への支援をお願いする。

さらに、都心部の消費者にも農畜産物を提供できるように集荷や販売、物流の拠点施設の整備などへの支援を実施していただきたい。

## （2）農家の相続で減少する農地の保全対策

東京都の農業と農地は都民のための農産物生産はもとより、農業体験農園等は、地域の人々に農や食の楽しさや自然と対峙する農業の奥深さを伝えている。

さらに農地は、東京都の都市空間として防災上も極めて重要である。

国際分業の脆さが明らかとなり、食料生産の重要性が認識された現在、人々の暮らしと営み、そして食料生産が調和した都市の農業と農地は、次の世代に残すべき貴重な都市の財産である。

しかしながら東京都においては、農地の減少が著しく、この10年間で農地は1,000ha強減少しており、この状況では農地6,090haは約50年後には消滅する。

都では今年度、財務省・農林水産省・国土交通省に対し「都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善」を最重点として提案要求をしていただいた。

農地を都市に残すために、この提案要求内容を都内農業団体と共にさらに磨きをかけていただき、相続税を納めるために売却せざるを得ない農地を公有農地として保全し、営農が継続できるよう引き続き強く国に要望していただきたい。

以上